

## 令和2年第2回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年3月2日（令和2年2月18日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 令和2年3月13日（金） 午前9時30分

閉会 午後2時45分

### 4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

5. 不応招議員 10番清水優文

6. 出席議員 14名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

### 7. 欠席議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
10番	清水 優文						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子		
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	川信 学		
教育長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
12番	亀山 和巳	13番	石橋 純二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 令和2年第2回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和2年3月13日（金）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第1号 使用が急速に増えている「ネオニコチノイド系」殺虫剤の使用規制を国に働きかける陳情

令和元年 陳情第2号 島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情

日程第4 議案の討論、採決

議案第18号 指定管理者の指定について（久喜林間学舎）

議案第19号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第20号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第21号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について

議案第22号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第23号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第24号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第25号 邑南町バス料金条例の一部改正について

議案第26号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正について

議案第27号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第28号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

議案第29号 邑南町医師住宅管理条例の一部改正について

議案第30号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

## 例の一部改正について

- 議案第 31 号 邑南町香木の森公園条例の一部改正について
- 議案第 32 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 33 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 34 号 邑南町特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 35 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 36 号 邑南町 UI ターン者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 37 号 邑南町グラウンド等施設条例の一部改正について
- 議案第 38 号 瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正について
- 議案第 39 号 邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止について
- 議案第 40 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 41 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 42 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 43 号 町道の路線の廃止について
- 議案第 44 号 町道の路線の認定について
- 議案第 45 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 46 号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第 7 号について
- 議案第 47 号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 48 号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 49 号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 50 号 令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第 4 号について
- 議案第 51 号 令和 2 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 52 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 53 号 令和 2 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第 54 号 令和 2 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 55 号 令和 2 年度 邑南町 下水道事業特別会計予算について

議案第 56 号 令和 2 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算について

議案第 57 号 令和 2 年度 邑南町 水道事業会計予算について

日程第 5 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第 1 号 邑南町議会議員定数条例の一部改正について

日程第 6 閉会中の継続調査の付託

日程第 7 議員派遣

## 令和2年第2回邑南町議会定例会追加議事日程（第5号の追加1）

令和2年3月13日（金）

追加日程第1 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第2号 農産物の安全・安心確保のための対応を求める意見書の提出について

発委第3号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

## 令和2年第2回邑南町議会定例会追加議事日程（第5号の追加2）

令和2年3月13日（金）

追加日程第2 清水優文君の議員辞職の件

令和2年第2回 邑南町議会 定例会（第5日目） 会議録

【令和2年3月13日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番亀山議員、13番石橋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●山中議長（山中康樹） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き、一般質問を行います。通告順位第5号、亀山議員、登壇をお願いします。

（議員登壇）

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、12番亀山でございます。皆さまおはようございます。私ここへ何回か立ちましても朝一でここを、へ登壇さしてもらうのは初めてのことでちょっと緊張しております。また半分はまだ寝ぼけとって、とぼけたことをいうかも分かりませんが、勘弁していただきたいと思います。今回は2点通告しておりますが、1点目はサラッと2点目をしっかりとやってみたいと思います。えと、まず始めには、ええと防災行政無線のデジタル化、これが今大変な費用をかけて進んだるわけですが、昨年今年度と続くわけですが、まだ、一般町民の方の皆さんの目には全然止らんとという状況にあります。そこでこのデジタル化して、改築後の共用開始はおよそいつ頃になるのであるかと。それと町民の皆さんからは今度は何が変わるんだろうか、家の中に箱がつくんだろうか、どうだろうかという声も聞きますんで、分かる範囲で教えてください。それと、新型コロナウイルスの影響で、いろいろ流通がとどこおつとるということでいろいろ部品が入らんとかという話も聞いております。そういった影響も今の時点であるのかどうか、その点について先ずお伺いいたします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 現在施行中の防災行政無線の供用開始の時期と受診される皆さんの側での宅内で何が変わるのかというご質問でございます。現在進めております防災情報伝達システム整備工事の工期は、令和3年3月5日までとしております。供用開始につきましては、竣工後の令和3年3月中旬を予定しております。新しい防災情報伝達システムの整備により、受信者である町民の皆さんの各家庭、宅内で何が変わるのかのご質問でございますが、大きく次の2点が変わると思っております。一つ目は、各家庭に新たに設置予定の戸別受信機についてでございますが、情報伝達ルートが2重になります。これまでは中継局から発射される無線電波を受信するだけのものですが、それに加えて、ケーブルテレビの光ケーブル回線を利用して、各家庭の戸別受信機に接続をさせます。このことによりまして、無線電波と有線である光ケーブル回線の2つの伝達手段によって町からの情報を発信することができるようになりますので、災害発生時にもより確実な情報伝達が可能になります。二つ目でございますが、新たに、ケーブルテレビのデータ放送や個人所有のスマートフォンで、住民の皆さんは必要な時に必要な情報をみていただくことが可能になります。これまでは決まった時間に、決まった放送時間に音声によるお知らせを聞いていただく方法のみでしたが、新たに加わる伝送、伝達方法では、文字や画像で情報を送りますので、時間を選ばず繰り返し確認をしていただくことができるようになります。提供する情報としましては、町からのお知らせや、おくやみの情報、防災定点カメラの静止画像、ごみ収集カレンダーなどを想定しておりますが、これら提供する情報につきましては今後各課と協議を行い、内容を充実させていく予定にしております。それから工事、物品の調達についてでございますが、契約は去年の段階でしておりますので、それらの調達にとどこおりがあるということは今のところ入っておりません。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、ハード整備のことについては、今、計画通りに進んでいると今度は便利にもなるということは伺いました。そこでもう一つ、例えば今度はソフトの面、これを邑南町の防災行政無線は、一つは、緊急放送を含んで、防災放送も含んで行政放送をする、防災行政無線の機能ともう一つ免許を持って地域共同広報用無線という二つの免許を持って一般のお知らせもそこで流す状態で運営されてきとると思います。それでこれまで、防災無線の、放送内容について町民の皆さんから聞くときには行政放送と一般放送の区別がついとらん、そいから長い、長いのをいつまでもやってもろうても、ようきいとらんとか、いろいろ苦情なり、いろいろ聞いておりましたが、先ほどの説明で、一方的にこっちから流す方法とその受ける側が、自分を取りたい時に自分のほうからとりに行く、情報を。そういったことができるようになるということは大変便利になるとは思いますが、それ、放送内容についてですね、二つの免許を持ってやる場合、そいで、防災放送、災害の緊急放送とか行政放送については庁舎内でいろいろ検討されて放送内容についても検討されればいいと思うんですが、地域一般の、例えば公民館活動が行政のほうへ入るんかどうか分かりません



が、そういった放送について検討するのは、今あります同報無線利用者協議会、ここが協議を進めて、内容についていろいろ検討されなければいけないと思いますが、この同報無線利用者協議会、これは新しいシステム、今のシステムができた時に、立ち上げられとるはずですが、そのかず、協議の内容とか今後どうしていくのかというところを教えてください。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 施設が完成したのちの施設の運用についてのご質問でございます。現在予定しております施設の更新では、新たな免許は邑南町役場の行政の免許とそれからおっしゃっております同報無線利用者協議会が受ける免許の2種類の免許を考えておりまして、行政の免許だけですと、行政放送、防災情報のみの運用になりますので、そこに同報無線利用者協議会をつくって、免許申請することによって、公益性が高い情報については、一緒に放送ができるという免許を取得することができるということになっております。それとその運用ですけれども、先ほど申しましたように、これからの情報伝達は無線とケーブルテレビとスマートフォンの3段階、3種類の手段を通じて皆さん方に情報をお知らせすることができるようになりますので、それぞれの手段の特徴を活かしたような情報の出し方をしていきたいというふうに考えております。と言いますのは、防災無線であれば、皆さん方に時間を選ばず聞いていただくことはできませんが、緊急性、速報性が必要なような情報については無線が優れております。それからケーブルテレビは皆さんがゆっくりと画面で見ることが出来ます。文字放送で見ていただくことが出来ます。スマートフォンは場所を選ばずにいつでも見ていただくことができるというそれぞれの特徴がございます。ですので、そこ、それぞれの特徴に応じて、それからそれぞれで流すことができる規制も防災行政無線には細かな規制がございますが、テレビであればその部分が少しゆるやかになるとか、スマートフォンで流せる情報は一層ゆるやかになるとかというようなものがございますので、行政目的の情報、それから同報無線利用者協議会から流すような公益性の高いものについてはできるだけ無線のほうに集中して、それ以外の耳で、音で聞くよりも画像で見たり、目で見ることが分かりやすい情報についてはテレビであるとかスマートフォンに移していくというような仕分けをしていくことが必要だろうというふうに思っております。その仕分けについて、これから1年をかけて、供用開始までに決めていくという作業がこれから始まるというふうに考えております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、今説明いただきましたように、地域共同広報用無線、これの運用については、総務省のほうからは非営利で公共的な広報に利用することを目的と、いうことで免許の許可がおりとると思います。そこで邑南町でもその協議会が、平成18年の4月1日から立ち上げられて運用されておりますが、これの協議会の構成員をしてみますと、これは平成18年に指名されたものであって、以降全然改正も何も、名簿の変更もなっておりません。いうことはこの協議会はこれまで10年間、10年以上全然いごいておらんかったのかと思います。それで、そのことすんだことですので、今後新しいシステムを立ち上げ

ていく今のようないろいろなサービスができるということであるならば、新しくこの協議会を立ち上げて今年1年かけてじっくり町民の皆さんが喜んでもらえる方法を、それを検討して、令和3年の3月中旬には新しいシステムで内容も一新して放送を開始していただきたいように思いますが、その予定についてお伺いいたします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 同報無線利用者協議会の活動についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、邑南町が無線を受けるためには、防災行政無線の一般の免許は邑南町が取得できますが、利用者協議会を組織しなければ受けることのできない無線局免許のほうもございますので、そういう意味で、平成18年の段階では協議会を作って、その中で取り扱う情報についての規約を定めて免許の申請をしたものでございます。で、それ以降にその取り扱う基準について変更などする必要がございましたので、協議会として特に集まって協議をいただくというような場面がございました。ただ、おっしゃいますように今回の場合はそれを変更しようということが出てくると思われまますので、今度はまた当時の協議会の皆さま方に、メンバーは代わってらっしゃるかも知れませんが、お集まりをいただいて、協議をしていただく場面というのも出てくるんだろうというふうに思っております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、必要がなかったんで協議会も開催されとらんいうことですが、名簿を、協議会の会員さんの名簿を見ますと、すでに亡くなられた方まで皆ずっと名簿に載っとるようなことなんでこれは実際、これは、これまで扱いが全然なかったかなと理解します。それと、これからしっかり協議をするということでしたが、これまでの防災行政無線の放送内容についてもいろいろ先ほども言いましたように声があります。確かにこれは非営利な、公共的な、放送内容である、だろうかということ。それとそれを放送を申し込む団体によって受け付けてもらえるところと、受け付けてもらえん、その基準がある。受け付けてもらえない場合は、その理由としてはこの協議会のメンバーでないからですといったことがこれまでもあったそうなんです。そういったところもしっかり検討していただいて、町民の皆さんが、やああ、大銭かけたがやってもろうてえかったよのいう、防災行政無線になることをお願いしましてこの質問を終わりたいと思います。ほいで、続いてですが、日本一の子育て村構想、その中で学校教育はどうなるのかという通告をしております。この度、まとめられました邑南町立石見中学校校舎改築基本構想および基本計画の案ですが、これが出されたことについて、これを中心にちょっと質問してみたいと思います。ほいで邑南町内の学校施設はかなり老朽化したものがあるということで改修なり、改築なりを急がなければならないという状況であるということはこれまでも伺っておりました。そこで、ここには名前として、改築ということばがありますが、一般的に建物を直す場合は新築とか、改築とか、増築、改修とかいうことがあろうかと思いますが、ここであえて改築という名前、文言が使われた理由はどうかということ。それから内容を見ますと、アンケートの、を求め

る対象者に対して新しい校舎はどう、希望はどうですかということがありますんで、もう既に内容から見てみると、新築にするんだという前提でこのアンケートも取られたり、これが進められとると思いますが、先ずはその改築という文言の解釈についてお伺いいたします。

○洲濱学校教育課長（洲濱浩敏） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 洲濱学校教育課長。

○洲濱学校教育課長（洲濱浩敏） ええ、建物の、ええ、改築にという解釈についてですが、ええ、改築は現在ある建物の一部または全部を新しくして建て替えるということを改築と呼んでおります。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、全部または一部を取り崩して建て替えるという解釈と聞きましたんで、そうすると、私たちが一般的に思う改修、修繕もあるし、新しく建てることもこの中には含まれておったんだと理解すればいいかと思えます。そこでですね、ええとこれまでその校舎が痛んどったり、それから校舎だけでなしに町内のいろんな施設の老朽化もいろいろあるということで、町ではこういった、公共施設等の総合管理計画を立てられ、また校舎については、こういった学校施設長寿命化計画というのでも立てられております。この中の内容を見てみると、50年だけではなしに、100年まで使い続けるような目的に長寿命化を進めていくんだということもここにあります。これまで聞いておりますのは、石見中学校がもう51年経つとるんで、50年も経つとるんでもうだめだ、だめだという話を聞いておりましたが、こういった行財政改革を進める中でこの計画を立てられとるということであるならばこの公共施設等の総合管理計画、または学校施設長寿命化計画、これについては一部資料としてこの中には盛り込まれておりますが、それも含めて今まで検討されてきたのかどうかということをお伺いいたします。

○土居教育長（土居達也） 番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 長寿命化計画を立てております。で、長寿命化できないという校舎もあります。で、石見中学校の場合は、耐力度調査をして、長寿命化もだめだという、そういう判断がなった時に改築をするという、そういう計画を持っております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、すいません、通告の時にもうちよつと詳しく書いときゃあえかったんですが、それでですね、今の答弁で耐力度調査、たいりょくいやあ、これだな

しに、その建物が耐える力があるかどうかという調査だろうと思うんですが、この、ええと基本構想案の中に一番最後に、タイムスケジュールというんですか、として挙がってるのは、今年度、令和2年度に耐力度調査をするという予算化も、予算も計上されております。そこでそのう、さっき教育長が言われた長寿命化で耐えうるのか、それとも長寿命化では、耐えることができません、建て替えるべきだという判断はそこでなるんだろうと思うんですよ。しかしこの中の内容を見て行きますと、もう建て替えありきで進んで来とるように思うんですよね。これはまだ構想ですから、今から基本設計、実施設計で移っていくわけなんですけど、ここではあんまり、その皆さん方に対して新しい校舎が建つんだよということが、あんまり期待感を今すでに持たしておるんじゃないかという心配があります。それともう一つは、今月になりまして、3日から17日までの間でもって、この構想について町民全般にパブリックコメントを求められております。そいでこの度のこの検討内容というのは、石見中学校のことだけですよ。それで検討されたのもその石見中学校関係者だけの方が検討された。それをパブリックコメントとして全町へそれを意見を求めるといのは、パブリックコメントを求める、対象として、適当なんかどうかというところがちょっと疑問に思うわけなんです。そいでこのう、構想の中にはいろいろ石見中学校の建物だけじゃあなしに、アンケートの結果等見てみますと、部活動を縮小するとかいうような内容までも意見としてあつとります。それと一番気になるのは、教科センター方式、そういうことまでもこの中で検討されとるんですよ。いうことは教科センター方式いうとこれまでやって来た特別教室とは全く違う方式でこれ新たな学校での授業を受ける体制だと思うんですよ。これことが石見中学校の関係者だけで検討されてそれをパブリックコメントで流して、そいでパブリックコメントで意見がなかったからこう進めていきますよというような事になるのではないかという心配もあるんですが、このパブリックコメントを求められる対象として適当であったかどうか、皆さん方に、町民の皆さんに何を聞きたいのかということをお伺いします。

○洲濱学校教育課長（洲濱浩敏） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 洲濱学校教育課長。

○洲濱学校教育課長（洲濱浩敏） ええ、先ず、この計画がパブリック、パブリックコメントに該当するかしないかという質問ですが、ええ、邑南町まちづくり基本条例の第6条に、ええ、町の実施する主要な事業について町民の意思が反映されるよう計画、実施および評価、それらの過程において町民の参加を保証し、その機会の保証に努めねなければならないとあります。ええ、今回町の実施するうこの事業は主な事業であるため、ええ、パブリックコメントのほうを実施しております。それとおお、何をパブリックコメントで求めるかにつきましては、ああ、この改築構想計画の、おお、ああ、基本構想基本計画に対するご意見を求めています。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、それですと、石見中学校の改築、改修なんか新築なんかは分らんですが、それをこの基本構想で決められた、案を、案が作られた、その中に先ほども言いますように、教科センター方式、そういう文言もこんなかに含まれております。そ

いで、部活動の今後のあり方についての、この教職員からの意見もこれに載っ取ります。そういったことも含めて、全町として、の、中学校の教育のあり方について町民のほうに意見を求めているのか、それともただ建物を建てる、直すだけのことを求められとるんか、そこんところをもう少しわしく教えてください。

○土居教育長（土居達也） 番外

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 何をこう町民の皆さん方に問うてるかというご質問ですけども、これは当然ながら、全てを公開しておりますので、そういうことについてご意見を求めるということでございます。ただ、いわゆる学校の教育のあり方すべてを建築の中に示しておりますのは、いわゆるこれからの学校教育のあり方がどういうふうに変わっていくかわからない、そういう中で、子ども達が未来に向かってどのような、教育が必要なのかということも含めて改築、建物がそういうことを左右していきますので、いわゆる、我々、皆さん方に検討してもらった案については、そういう、学校の先生が子ども達を教えるということから、地域も入る、あるいは建物自体の建て方が、あるいは器といいますか、そういうものが子ども達の学ぶ意欲にも相当影響がされるという、そういうことも考えながら、建築様式等も検討していただいたわけです。で、そういう中で、教科センター方式の採用も大事じゃあなかということで案をつくらしていただ、皆さんの中で協議をされてまとめたものですので、そういうものも是非知ってもらいたいし、これからこういうような子ども達の教育が変わっていくんだなあということもぜひ知ってもらいたいし、ご意見もいただければありがたいなということでパブリックコメントを出したわけです。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、中学校のこれからのそのう、学校のあり方というものもここでは問うとるんだいうことですが、それは石見中学校に限ったことじゃあなしに瑞穂中学校、羽須美中学校にも通じることだろう思うんですよ。いうことはここで校舎を改築に対することでのパブリックコメントを求められる前に、要は教育委員会としてこれからの邑南町の中学校はどうしていくべきなんか、どうあるべきなんか、ということをしつかり検討された結果を町民全体へ図ってみて、それからあとの校舎じゃあないか思うんですが、校舎の建て替えにかこつけていうとことばは悪いですが、中学校の教育内容についても皆さん方に問いかける、それとこれ、案をインターネットでダウンロードしてそいでこれを見ただけではその内容についてしつかりまだ町民の方は理解できん思うんですよ。私もなかなか難しかったですよ。いうことであるならば、このパブリックコメントで求めた結果に応じて、将来を、の、中学校の教育に対する町民の意見を求めたとするには、少し、開きがあるように思います。そこでですね、この度のものは、石見中学校の建設、改修、改築についての、構想であり、検討であったわけですが、この中の資料にもあるように、文科省のいろんな生徒数の、応じた施設の基準というのもこれに挙がっておりますが、これを検討されていく中で、こういった意見を他の意見はなかったかどうかと言いますのが、去年の議会の意見交換に町内を歩きました時に、ある地区で、ある地区いうても羽須美地区、口羽で出た意見ですが、

邑南町では中学校の統合という話が水面下で進んだるんではないんかという質問が出ました。それに対して議員としては全くそういう話しも聞いとらんし、そういう考えはありませんという答えはしたんですが、やはり町民さんの中には中学校をどっか新しゅうするということになると統廃合にそれが結びつくんじゃないんかと、先を見越した考えで心配される方もあるということなんです。そいでこの度の、確認したいのは、この度のこの石見中学校の改修についてそういった構想、統廃合もその中に視野に入れた検討がなされたのかどうか、その点についてお伺いします。

○土居教育長（土居達也） 番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 先ほどの亀山議員のお話の中で、建物をありきで邑南町の中学校の教育のあり方を先にやるべきじゃあないかというご意見がありましたけども、教育のあり方については、昨年からやっておりますような300人委員会の中でもそういう協議もしております。これは当然ながら、統合をどうこうするということの目的で、スタートした会ではありません。地域との連携あるいは地域を担ってくれる子ども達を将来に渡ってどういうふうに地域と家庭と一緒にしながら進めて行くべきかということは議論をしておりますので、全くそれをやっていないということでは決してありませんし、またいわゆる教科センター方式の中身についても、いろんな、取り組み方を各学校で進めてもらっていますので、それと格段に違うとかいうことは決してないんじゃないかなということをおもっております。それと、先ほどのご質問ですが、ちょっと言っとる間に忘れてしまいましたけども、はい、ええと統廃合のことを前提にしてお話、議論はしておりません。昨年だったと思いますけども、5番議員さんのご質問でも、そういう話が、質問があったと思いますけども、石見中学校はもうほんとに50数年経っておりますして、もう、老朽化が進みいろんな面で、電気系統から水系統からもうほんとにこれから修繕をして行くためにはものすごいお金を投資しなければならないような状況の中で、そういう議論を進めておるような、そういういとまがないというのが実態ですので、早く改築をして行かなきゃいけないということですので、そういう議論はしておりません。よって、検討委員も石見地域の方から選出をしておりますし、教育に関わる有識者の方にも入っていただいたり、あるいはアンケートの対象も石見地域の方を限定したアンケートを行ったということでございますので、統合ということをおもって前提にして検討はしておりません。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、そうしますと今後、基本設計、実施設計と移っていくと思います。今年される耐力度調査、その結果を見て、公式にはそうですが、今教育長が述べられましたように、たいへん中が痛んだる、外も痛んだるということなんで、ほぼ新築にしたいということで話が進んでいくんだらうとは思っています。そこでですね、規模についてですが、現在の生徒数、それから今後の生徒数の動向というのもこの資料の中にありましたが、それに併せて、文科省の補助金を受けるとすれば、なまそれにおうた形でないとそれ以上のことをすると補助金の対象にもならんかなとも思います。規模については、今の現状の生徒

数の推移、それを元にして基本設計に移られようとしておられるのか、その点についてお伺いします。

○土居教育長（土居達也） 番外

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 基本的には文科省の基準に従わなきゃならないところもたぶんあると思います。基本構想計画において、そういう議論も一部ありました。そういう中で、たぶんいわゆる教科センター方式をとる場合には、特別教室が何教室かは増えます。あるいは老化等で、いわゆる学習したことを展示をするような、これはいろんな、議論もあるかと思いますが、子ども達が、廊下を歩くたびにこれから学ぶあるいは学んだことが掲示されておるようなそういう子ども達の学習の意欲を誘発するようなスペースを取る必要があるということも検討委員会で検討していただきました。その中で予算規模が膨らむんじゃないかということは、想定を、意見がありました。そういう中で始めからお金がかかるから、こういうふうなことは止めようとかいうような夢のない話じゃなくて、予算の規模も当然ながらあるんだけど、子ども達のこれからの学びにふさわしいようなそういう校舎づくりはこれから必要なんだから予算との交渉ということもあるけども、基本構想の中にはそういう縮めた意見ではなくて、夢のある構想にしていこうということも検討委員会の中で、意見としてはありましたので、これから、いろんな財務省の、と、検討しなければならないと思いますけども、できれば、私とすればできるだけいい環境のなかで学べるように努力していきたいなあというふうには思っております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、やはりいろいろ伺った中でやはり、私の疑念、疑問言いますか、もきれいに解消できるところがまだあります。というのはですね、今のある方がいました、教育の機会均等という建前があるじゃあないかと言われたんですよ。言うことはこの度はそういった教科センター方式とかいろんな生徒が学習しやすい環境をつくるためにということで検討されたということは分かりました。しかしそれは今度は他の羽須美中学校、瑞穂中学校に対しても同じようなことがなされるというか、なされなければならないと思います。しかしこの意見を聞かれた方が石見中学校の関係者だけだということなんで、仮に今度次の段階で羽須美中学校の関係者の方に意見を聞かれた場合、やはり従来方式でええじゃないかという結論が出る可能性もあります。瑞穂中学校の関係者に聞かれた時に部活はどんどんやるべきだという意見が出るかも知れません。そうすると邑南町の三つの学校がバラバラなことになってしまやあせんだろうか、そういうことで、先ほど言いましたのは、町として、教育委員会として中学校は今後こういうふうになるんだ、10年先、20先はこうするんだということを示した上で、こういった改築計画を進めていってもらいたかったなあと思います。この石見中学校の改築については町長が4年前、立候補される時の一つの大きな施策として、誇りも掲げておられました。ですから、もう最終年度になったんでこりゃあ急ぐことかも知れませんが、これは、ちょっとまってください。町内全域にかかる問題、それと最近教育委員会からよく聞くことは子ども達を、この地域で育てる将来は地域の担い手と

なってもらふ人材を育てるために地域との交流なり地域との関係を深める、そいからキャリア教育も進めるということは言われております。しかし、中学校の地域というのはやっぱりそのエリアだろう思うんですよね。邑南町の学校が一つになって、地域だ言うた時に羽須美なり、瑞穂なりが、そこにある、学校があるところの人は地域ですさあ。それ以外のところはその地域の感覚はないようになるんじゃないか思います。そいでですね、ポチポチしまいにしたいんですが、この規模を考えられるときに、この構想なり、これまでの長寿命化計画の中では将来的には、近い将来、生徒の数は減っていくだろうということを前提にされております。しかし邑南町ではいろいろ計画がある中で、地方創生の計画ですよ、地域みらい課が担当されとる、その中の町の将来の人口で安定化のシナリオ、その中の棒グラフをこう拾うて見ますと、今後この地方創生によって邑南町の人口を1万人にとどめ、キープすると、その中で子ども達の数は増えていくような見込みになっております。10年後には小学校でおよそ80人、中学校で20人、現在よりですよ、そいから20年後には小学校で190人、中学校で65人、30年後には250人、小学校で250人、中学校で110人、この数字がグラフからこうやったんで、正確なものではありません。しかし、片方では子ども達が増えていくという計画を立ててどんどんその施策をすすめてとるわけですよ。そいで、片方では人口が、減ってくる、生徒数も減ってくるだろう計画の中でやっていっていいものかという疑問を私は持つようになりました。そこで、最後にどう言いますか、確認をしておきたいんですが、この度の石見中学校改築構想を立てられたその協議会で審議されたのは、石見中学校に限定したことであって、今後まだ建築年数が若い10年若い瑞穂中学校、それよりもっと若い羽須美中学校、それについても今後はこういった形で改築の計画をすすめていこうとされておるのか、これまでは石橋町長が当初より邑南町の学校の統廃合はしないんだということを明言されております。それがために、いろいろ地域内では町の財政を考えてもう一つにしたがええんじゃないかという声もあります。そいから合併してもろうちゃあ地域が廃れるという声もあります。ほいで、合併したら生徒の通学距離がなごうなって生徒の負担がおおきゅうなる、いろんな考え方が町内にはある中で、この度の長寿命化計画を、ちがう、施設、ううん、この度の改築構想は従来からの町長が示された統廃合はしないという考えの中で計画されていくものであって、この前全協で伺いました、統廃合について協議をすることについてはやぶさかでない町長言われました。統廃合についての考えは今後していくんであって、この度の中学校の建設については統廃合は頭には置かずに、3校あるんなら、3校は同様に今後、年数は分かりませんが、建築なり、改築をして行くということで、確認さしてもろうてもよろしゅうございますか。町長、お伺いします。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 石見中学校のこの度の建築のことにつきましては、教育長答弁のとおりでありまして、前提ありきではないということはもうご理解いただきたいと思えます。そこで、今の議論を聞いてとって、なかなか亀山さんのご自身の意見が出て来ないような気がしてるんです。いろんなことは聞かれるけども、あなたはどうか考えるのかと、私はこの間の全員協議会でこの中学校の問題については大いに議論すべしと、こういうことをあなたの質問から私は答えた、そのことについてのあなたの先ずご意見をうかがいたいと、そっから議論を深めていきましようよ。



●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、この前の全協以降ですよね、私も勉強してみましたが、なかなか私、浅学非才の身、それからこういったことに長けとりません。しかし、昨日の一般質問からもあったようにやはりいろいろ調査したことはみんな協議して、みんなの合意のうえで進めて行くべきじゃあないかと思います。ほいで、さっきもいろいろなシステムについてこの中から見さしてもろうたり、聞かしてもろうた中で、確かに教科センター方式、これはひょっとすると将来的に生徒の数が減ってきてても一つの学校として運営する形態にはこれが当てはまって将来的にはいいんじゃないかという感じもします。詳しいことは分かりませんが。そいからやはり町民、先ほども言いました町民の皆さんが町の財政、これだけきびしい、きびしいと言われる財政の中で、統合して、もうちょっと合理化してすべきじゃあないかという意見もあります。で、私がここで私の意見を述べたところでどうなるものでもありません。ですからさっき言いましたように、教育委員会としてしっかりそのたたき台を練ってもろうて、今度はええですよ、町長から許可が出ました、統廃合についても、なあ、検討の対象としてもいい許可が出ました。今までは統廃合を口にすることさえもタブー視されてきたように思うんですよ。だけ、それも含めて今後邑南町の、教育のあり方はどうしていくんだという、さっきの、いろんな方式が変わっていくことを、提案されるかも知れません。そういったことを町民がみな共有してその中から新しい方向を見つけて行くべきだと思います。ですから、私の意見としてどうこうというよりは町内へ、町民へもっと、情報を提供していただいてみんなが考えられる、今地区別戦略で地域のことをそこそこ考えております。それが、教育については邑南町全体のことを町民の皆さんが考えていただける機会を与えていただきたい、そういうことの観点で私も今日は質問しとりました。はい。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 時間もだんだん無くなったんで、私の今度は思いというものをね、述べたいと思います。で、亀山さんとちょっと若干違うんですけど、ただ、一致している点はそろそろ議論を始めようやということは一貫してると思うんです。で、その中で、統廃合ありきでこの中学校の問題をやるっていうことは非常に私は失敗するんだろうと思います。よくある数合わせだとか、あるいはそのう、財政事情というものを前面に出して統廃合を考えますよっということ、これはなかなか前に行かない、みな失敗してるケースが多いと思います。で、したがって、中学校教育はどうあるべきかということ、大いに議論しようというところでありまして、その議論のやっぱり姿勢というのは生徒たちのために中学校というのはどうあるべきかということですよ。そこを中心に議論をしていかないと地域エゴが出てしまうということですね。と同時に、亀山さんはいみじくも中学校も地域の学校だとおっしゃいましたけども、私は今の段階、今の思いでは中学校は町の学校、こういうふうに思ってます。あなたとは若干そこが違うんですよ。小学校は私はなるほど地域と完全にこれは結びついて地域の拠点としてありますけど、やっぱり成長過程の中で高校につなげていくという非常に大事な時期になって、邑南町としての町としての中学校の教育はどうあるべきかと、そういうやっぱり大きな観点に立って議論を深めていかないといけないとい

うふうに、思うんですよね。で、と同時にやっぱり多様な意見を求めるということは、そのどうやってその議論を住民の皆さんを巻き込んでいくかという一つの議論の手法というものが大事だろうと、いうふうに思うんです。そこで昨日の大和議員の住民協議会という方法もですね、私非常にいい手法ではないかなとこう思うんです。最後に言いますけども、岡山県の新庄村の話をしましたけど、ここはこういった問題をですね、議会の主催でやってるわけですよ。もちろん行政の我々も一生懸命考えますよ。だから私は亀山さんに言いたのは、あなた自身、そして議会自身もやっぱり主体性を持ってこの問題について考えてもらいたいということをお願いしたいというふうに思います。

**○土居教育長（土居達也）** 番外

**●山中議長（山中康樹）** 土居教育長。

**○土居教育長（土居達也）** 先ほどの亀山議員さんのご発言の中で、教育の機会均等が失われてるんじゃないかというご発言と部活動の、を縮めていくんじゃないかということがありましたけども、石見中学校の先生方に質問をした質問紙ではこれから10年、20年そしてその先の教育、中学校教育はどのように変わるとお思いますか、あるいはあなたはどのように変えたいですかという質問の中に、ある先生が答えられたものが載っているわけで、これは部活動を縮減しようとかという意味ではなくて、社会教育へ移行していくような可能性もあるんじゃないかとか、そういうご意見ですので、縮減しようとかという意味のご発言ではないというふうに思っております。それと、機会均等がどう、失われるんじゃないかという、町全体として、これは機会均等というのは、学校の教育の中でそれぞれの学校が学習指導要領に基づいて、やって、それぞれの考え方で進められるわけですので、大きな方向というのは町も、国も、県も、町も出しますけども、それに基づいて、ある程度許容の中で、工夫されて教育は行われるわけで、全くどっこの学校もおんなじようになるということは不可能に近いです。ですから、教育行政ができることはそういうハードの面、あるいはソフトの備品であるとか、あるいはこういうやり方でやっていこうという部分のある程度の方針は示しますけども、実際には学校の先生方がそれぞれ工夫をしながら教育を進められるわけです、教科センター方式が特別な形態というふうには私は考えておりませんので、はい。ですので、いわゆるグループ活動をやったり、ペアーで相談をしたり、そういうことがやりやすいような、形になっていく、あるいは学んだものが各教室にずっと、教科であれば数学の教室であれば、そういうものが、貼り出されておるとい、そういう違いはあると思えますけども、先生方はそれぞれに子ども達のために一生懸命分かるような授業をされる、それは教育の機会均等だというふうに私は思っております。誤解があってはいけないので、町民の皆さん方に言わせてもらいました。

**●亀山議員（亀山和巳）** 議長。

**●山中議長（山中康樹）** 亀山議員。残り時間が5分を切りましたので、質問は簡潔にお願いします。

**●亀山議員（亀山和巳）** はい、いろいろ町長からも教育長からも答弁いただきました。私がなかなかこの教育について、素人ですんで、いろいろ、思い違い言いますか、いろいろ皆さんから聞いた声を直接聞いて投げ出すもんで、誤解もあったかも知れませんが、言います

ぎたところもあるかも知れません。そうしますと、今いろいろ聞かしてもらった中でやはりこの度の石見中学校の改築の基本構想なり基本計画については石見中学校に限定したものであると、そこから今後はまた、最後に教育長も言ってもらいました、そこそこの学校で、うん、工夫しながらやっていくことがいいんだということを伺いましたんで、こん、これで瑞穂、羽須美の地域の皆さんも安心して、今後また自分らのところにある学校をどうしていくんだということをいろいろ考えたりしていただけたらいいと思います。それとまず、急いでほしいのは昨日大和議員からもありましたように、いろいろ教育委員会は皆さんに声を聴く機会をつくってもらえます。しかし、一番それを感じとられる保護者の皆さんですよね、保護者の皆さんの意見をとにかく今どういうことを考えられとるんか、そいだけ、その保護者のいいんさるとうがすべて正しいとは思いませんよ。だが保護者がどう考えとるかいうところを先ず吸い上げてもらうて、それはいけません、そいじゃあそうしましういう方向から進みはなえていただければなあと思います。小規模校を抱えとるところはその地域が大変にその学校の存廃について関心を持っとります、地域のための学校じゃあなしに子どもを育てる学校ならやはり子ども中心で考えていってもらうようにまた地域の皆さんも理解してもらわにゃあいけんいう、その機会も出てくると思いますんで、今後教育委員会なりまた執行部のほうの進め方について期待をしながら私の一般質問終わります。どうもありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。続きまして、通告順位第6号、宮田議員、登壇をお願いします。

（議員登壇）

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 5番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、本議会の最終の質問となってしまいました。3月議会というのは、ご案内のように予算の編成あるいはその審議を行う重要な議会でもあると理解しております。また今日の新聞をみますと、保健機構が新型コロナの世界的な、いわゆるパンデミックということも表明しまして、オリンピックの、についてもどうかということやら、先ほどもニュース速報で株価が非常に急落もしております。危惧されるところでございます。いわゆるコロナの早い終息を願うところでございます。今回は2点ほど通告を致しております。1点目は令和2年度の予算編成について。そして2点目が防災減災と環境の整備についてということで、この詳細につきましてはこれからの議論ができるかと思っておりますが、おおむね通告の順番に従ってと思っておりますが、場合によっては変更をご容赦いただきました

いと思います。始めに令和2年度の予算の編成ということで、昨日6番議員の方からも新年度予算編成についてということで、同様のご質問もございました。なるべく重複しないように、質問を進めてまいりたいと思います。町長、施政方針の中にですね、本町における財政状況から、書かれておられて、結びとしては財政の、行財政の改善計画を着実に実行ということも述べておられます。正にそういったところは、しっかりとやっていかないと、この計画も2020年までちょうど3年目にあたろうかと思いますが、一つの正念場になるかなと、というような考えでおります。そういった中で予算編成の基本方針というものがございませぬ。昨年12月の1回におきまして、令和2年度の予算編成の基本方針について質問を致しております。で、その時の答弁といたしましては行財政の改善計画の着実な実行、今申しましたようなちょうど3年目に入るとということ。で、この中でやはり財政の健全化への道筋もつけるというふうなご答弁をいただいております。予算編成の段階における基本方針、これは予算編成のおよその方向性というものを決めるというような捉え方でいいんじゃないかなと思っております。そういった中で、昨日もございましたが、本年度の予算は対前年度比10億2,000万円を上回り、124億7,500万円という、大規模な予算編成がされております。で、ほんとにこの厳しい中で、また持続可能な財政基盤に向けた取り組みというものも重要であろうかと思っております。そこで、この、来年度の予算の編成における基本方針、ざい、行財政改善の着実な実行、この中では大きく三つの項目を挙げておられたと思っております。で、今回のこの来年度の編成において、この主要の3項目、あれ当然この基本方針というものを元にして立てておられると思っておりますが、どのように盛り込んで、個々の事業ということではなしにですね、事業全体を通して、こういう方向性をもって、この方針を盛り込んで計画したよというところをご答弁いただければと思います。

○白須財務課長（白須寿） 番外、

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 新年度の予算編成において基本方針であります「行財政改善計画の着実な実行」、これがどのように盛り込まれているかという点でございます。今回の編成においては、この基本方針のもと、3つの視点で予算に盛り込んでおります。1つは「事務事業の見直し」でございます。今後見込まれる地方交付税の減額に対応するため一般財源の減額が求められております。このことから事務事業や補助金等の整理合理化、民間委託の推進、自主財源の確保を内容とするものでございます。この取り組みの例でございますが、予算編成に盛り込んだ例でございますが、定住対策に関連する住宅施策におきまして、令和元年度に住宅ニーズに対応した見直しを行いまして、新年度では民間の力も活用した新たな住宅施策を構築し令和2年度に予算編成して、予算を反映しております。また、新規事業として行う農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業用施設、事業費は3,800万円でございますが、これは特定財源を、として、7割を県補助金、残り3割を受益者負担金や起債を充て実施します。自主財源の確保という点では、ふるさと寄付の寄付額も増額しているところでございます。2つ目は「公共施設の管理運営等の見直し」でございます。邑南町公共施設等総合管理計画に基づきまして、長寿命化措置や統廃合などの個別施設計画を策定しまして、公共施設の多角的な利用と効率的な運営を進めることを内容とするものでございます。令和2年度までは個別施設計画の策定を進めております。順次方向性に沿った予算編成を行います。3つ目は「行政コストの削減」でございます。これは予算編成に限らず通常業務におきましても意識をもって進めているところでございます。職員一人一人がコスト意識を持

ち業務マネジメントを適正に行うとともに、システムの導入や更新は導入効果が現れるものとするなど、事業や事務処理の効率化を内容とするものでございます。これら行財政の取り組みは、現在協議が継続されているもの、あるいは直ちに効果が現れないものもでございます。持続可能な財政基盤を構築するために、今後も着実に進めていく必要があるものと考えております。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、昨年質問の中での項目等々も、答弁の中では盛り込まれておると思っております。どうしても短期でできるものあるいは中長期でできるもの、これは振り分けをして実施をして行かなければならないと思うところでございます。で、私もこの行財政の改善計画を実施するそういったプロセスの減少してる時にですね、地方自治法の第2条14項というものを目にしました。ここには地方公共団体は、その事務を処理するにあたって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに定めております。最小の経費というのは、昨今ずっと続けておる、やはり経費の節減等々によっても理解ができる場所ですが、最大の効果が上がったかというこの判断というのが一体何を以てすべきなのかなという疑問も一つはございます。今日は答弁を求めませんが、勝手な判断ですと、やはりこの予算の要求あるいは編成する段階の事業の評価、当然私も、とも監査委員さんもそうですけど、決算審査等々においては事業評価、これはしっかりやらしていただいておりますが、おそらくそういったものを元に新年度のこれが必要な予算になるとか、これはここまで落とさなきゃいけないとか、もっと増やすとかいうようなことをされるんだと思っておりますが、そこで、今日も12番議員さんの答弁の中で、議会もですね、そういったものに提案等々すべきじゃあないかというような話しもございました。私もこの、行政の事業の仕分けについて、いわゆる評価を元にした事業仕分け、これは我々議員も携わっていく必要があるんじゃないだろうかということ、この厳しい行財政の改善を行うにあたって、思ったところでございます。またの機会に議員の皆さまにもおはかりをしてみればと思うところでございます。先を急ぎますので、次の項目に移らしていただきます。2番目には防災減災と環境の整備についてということで、質問をさせていただきます。まず、防災減災の対策についてでございますが、本町は、ご案内のように町の総面積419.2km<sup>2</sup>の86.5%が森林でございます。これはいわゆる森林比率になるかと思っておりますが、で、今回の議会におきましても、国土強靱化計画の案というものが、示されております。これですね。で、この中にも、書かれておりますのに、非常に厳しい、本町の地理条件、ここの中の9ページは土砂災害について書いてありますが、いわゆる急峻な山地と地形の中で本町は、中に本町はあるというふうなことがる書かれております。で、本町でも今ハザードマップ、いわゆる危険予測地図と言いますが、これが配布されております。で、これは平成27年に確か策定がされたんじゃないかなと思っておりますが、このハザードマップにはハザードマップとは自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。災害時に危険となる場所はどこかを確認し、いざという時に備えておきましょうと、こういうふうに書いてあります。で、町内を15のゾーンに分けた、地図ができておりますが、2015年ですね、で、そこで昨日もお話があったかと思っておりますが、近年多発している大規模の災害、よくこれが起きた時に耳にしますのは、想定外であるとか、想定を超える災害というようなことが言われておりますが、昨日も町長もおっしゃって

ますが、想定を超えるということはやはり許されないことであろうかと思えます。とはいえ、過去にこれができる時点の危険個所の、ある意味の想定とここの5年間ではかなり違って来るとるんじゃないかなという気もするところがございます。で、この本町のこのハザードマップ、現在のもんですね。これはどの程度の災害を予測して、作ったものか、特にいろんなデータを元に雨量等々あろうかと思えますが、それによって発生する可能性のある災害をどのような量的なもので想定をして作ったものか。それとまた、先ほど言いました林野比率がですね、約86%、これはあの山地災害が非常に起きやすいこの当地の地形でございます。そういったものを今マップに盛り込むとこういった取り組みは必要ではないかというところでご答弁を求めます。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 本町のハザードマップはどのような予測から立てられているかというご質問と山地災害防災マップのことについてのご質問でございます。現在、本町で皆さんに、お配りしておりますハザードマップは平成26年に作成しております。全戸に配布いたしました。この地図は、江の川および出羽川が増水した場合、どこがどの程度浸水する恐れがあるのか、またどこで土砂災害が発生する可能性があるのかなどを地区ごとに15枚に分けて作成しております。地図中の「浸水想定区域」は、江の川が概ね100年、出羽川が概ね5年に1回程度起こる大雨によって増水し、堤防が決壊した場合に浸水することが想定される範囲を記載しております。また、「土砂災害警戒区域」いわゆるイエローゾーンでございますが、土石流・急傾斜・地すべりについて、島根県ががけの高さや傾斜度など一定の基準にしたがって調査資料に基づいて記載しております。その他にも、避難所、福祉避難所、駐在所、消防施設、医療施設、要配慮施設などを記載しております。ご指摘いただきましたように、作成から5年が経過しております。新しい情報も出てきております。江の川につきましては、おおむね1000年に1度の大雨を想定した洪水浸水想定区域図が平成28年6月に国土交通省中国地方整備局より公表されております。また、平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が被災し、被害が発生いたしましたので、防災重点ため池について、新たな選定基準に基づき令和元年5月末時点で再選定をされております。こういった状況がございますので、作り直すハザードマップではぜひこういった新しい情報を盛り込んでいきたいという考えを現在持っております。続いて、山地災害防災マップでございます。「山地災害危険地区」という概念がございます。山地において、山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家に直接被害を与える恐れのある地区で、地形・地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上のものを調査し把握したものでございます。調査は、林野庁の各森林管理局と都道府県で実施されております。島根県におきましても、取りまとめたものが公表されており、島根県のホームページの「マップ on しまね」で確認することができるようになっております。こういった情報はございますけれども、非常に邑南町の広い部分がこの中には含まれておまして、先ほどのハザードマップにこういった情報も一緒に盛り込むとなりますと、邑南町全域に色付けがされてしまうというようなこともございますので、今後の地図の作成においては、それをどういったふうにして表示することによってより皆さん方に分かりやすく見ていただくことができるかというようなことも工夫をする必要があるというふうに、考えておるところでございます。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、確かにですね、冒頭申しましたように、ほんとに419平米という、㎏という本町の広大な中で、地理的な条件も非常に厳しい中で、町単独でこういったものを作っていくというのもこれも非常に難しいことじゃあないかなと私は思います。で、実は昨年徳島県に、行政視察に行きました。で、ご覧になった、なられた方もあろうかと思いますが、徳島では県が、こういった山地災害防災マップというものを作っております。で、これにはちょっと大きなものを配ればよかったんですけど、実はちょっとプリントがうまく出ませんでした、赤いところは山腹崩壊危険というふうにこの色付けをしております。それから緑のところは崩壊土砂流出危険地区というふうな区分けをしております。そしてまた、地滑り、水色が地滑りの危険というような色分けをしております。で、これは非常に詳細に作っておられますし、いろいろとメンテナンスもされているようにホームページでは拝見をしたところでございます。で、実はこの徳島県というのは、林野比率が76%です。で、島根県は78%なんですね。ですけど、地理的に見ますと、私も行って失礼な言い方かも知れませんが、非常に平野部分がほとんど見ることができないような、山間地域のいわゆる厳しい地理的な条件であったかなと思います。ですから、やはり先行してこういった地図の作成にも取り組んでおられるんじゃないかなと感じたところでございます。で、本町もですね、先ほど冒頭にも申しましたように、ほんとに急峻な山地地形ですの、し、それから、最近の異常気象によるゲリラ的な豪雨であろう、あるとかございますが、これが想定できないかあるいは想定レベルをどこまで上がるのかということも議論の対象にはなろうかとは思いますが、やはり、今も、これは是非とも進めるべきではないだろうかという、いう気がいたします。で、仮にですね、これは私は県がやってくれるべきじゃあないかなと思います。で、県の方も、こういった下流域の森林計画書というものも作っております。こ、国から降りたもので、これはまあ、後ほどまた取り上げて参りたいと思いますが、この中にも結構この厳しさというものが詳しく出ておりますし、そういったものを踏まえて、本来ですと県のほうが率先してやってくれる、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンというふうな振り分けをするのであれば、それに対する対応というものも県民に示すべきではなかろうかと思えます。それができないとなればやはり町単独でもですね、可能な限りそういった整備をするべきではないだろうかと思いますが、この点のお考えはいかがでしょうか。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） マップの作成等に、町で対応する部分と県で対応していただく部分というお話でございましたが、先ほどもご説明さしていただきましたように、山地災害防災マップというのは県のほうで取りまとめをいただいております。また現在イエローゾーンの中で特にレッドゾーンに指定すべき地区の調査というのは県のほうでしていただいております。この調査が終わった後の住民の皆さんへの説明も県のほうで主体性を持ってしていただくというようなことになっておりますので、県と町とで、担う部分というのは現在のところでももうすでに分かれておりますが、今後もそういう、おっしゃいますようにそ

の想定をあげていかなければならないのではないかというようなことも考えた時に、浸水区域などというのは、例えば邑南町で申しますと江川のような複数の町村にまたがって流れておる河川でございますので、町単独で進めていくものではございませんので、県にも入っていただいて連携して取り組んでいくべきものというふうに思っております。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 先ほど来申し上げておりますように、財政上のこともございます。そういった中で単独でやってくださいということになしに、やはり、県のほうへも予算の要求等々あるいはいろんな形でしっかりと要望も出して、そして、取り組んでいただきたいなと思うところでございます。答弁の中にもありましたが、災害の想定、ほんとにむずかしい時期にきているのかなあと、時代にきているのかなあとということも、非常に痛切に感じるところでございます。ですが、やはり被害というものは最小限にとどめていけなければいけない。邑南町でもおそらく私の自治会のある集落は、海拔が60m、ここが216,7mで、もっと高地の1000m級のところもございます。ほんとに低地から高いところまで、非常に厳しい、いわゆる急峻な地形の本町です。そういった中で、であるから特に後ほどもふれますけど、この対策というものはしっかりと立てていく必要があるかと思っております。今ここでどうこうではないですが、やはり、災害が起きてからの対応というものも大事ですが、やはり未然に防止するというのも非常に重要であろうかと思っておりますので、そのへんの取り組みも強化をしていただきたいと思います。次の質問に移ってまいります。環境整備への取り組みということのテーマに移りたいと思っております。で、今回の委員会、あるいは全協等々の中でもあります。よく耳にしますのが、邑南町は自然豊かなあるいは緑豊かなという表現がよく使われます。確かにこうやってぐるっと見ますと緑は見えます。で、それもそれは先ほど言うておりますように林野比率がやはり86%ぐらいあれば、緑というものは見えるかと思っております。ですが、よくよくこれを見ていただきますと、山のサンプル、いわゆる松枯れ、これも山の保水が無くなったり酸性雨等々の影響で発生しているというようなこともあります。松枯れもたくさんある、倒木もある。そして、悲しいかな放置木材もたくさんある。そういった状況のところをですね、ほんとに豊かな自然あるいは緑豊かと言えらるかどうかというような疑念も湧いてきたところでもございます。私のことになりましたが、60年前、まだ小学校の低学年ぐらいですが、今のこの濁川ですね、これが現在の水量の約3倍近くあったと思っております。当時遊んだ岩場が、今完全に露出しておるというところから判断したわけです。私どもはプールがありませんでしたので、この清流がプール替わりでございました。その後、平成の6年、26年前になりますか、当時の石見町時代にですね、渇水対策本部が設置をされたことがございました。で、これはこの時には町内の水源地の水がなくなったということで、断魚溪を流れております深篠川、寒山から流れております川を堰き止めて、ミキサ一車に水をくみ上げて、汲んで水源地に運んだ、あるいは農業用水も足りなくなるので、本川からくみ上げるポンプが、たくさん必要にあったというような、ことが発生しております。で、近年もですね、ああしてあの降水量も減っております。そいから降雪もありません。昔から私どもが聞きましたのは原山に4月3日まで雪がないとその年は水不足になるよということをお年寄りのほうからも聞いておりましたが、今年は4月どころではありません。もう2月、3月の上旬まで水が、雪がないような状況でございます。で、これも一つは雪の降らないということもありますが、やはり保水力も無くなってきていると、というようなこと



ではないだろうかと思っております。で、林野庁が、森林、それから林業基本法というものを制定しております。で、その、それを受けまして、今度は林業しん、の基本の計画、これを又策定しております。で、これを受けまして、島根県も、地域森林計画というものを策定しておりますが、これはその策定の中では斐伊川地域、それから江の川下流地域、高津川地域で、本町はこの江の川下流地域というこの計画書の中に、に基づいて、で、本町独自のまた、こういった邑南町森林整備計画書というものを策定がされております。これはにじゅう、初版が27年に作って、29年と31年に見直しがされております。ただ、ホームページの確認、ちょっと私もよう探さなかったかも知れませんが、アップしてあるかどうかちょっと確認をしておいていただきたいなと思います。で、ずっと申し上げておりますように森林面積が363km<sup>2</sup>、林野比率が86というこのうちの町においては、やはりこの森林法であるだとか、あるいは県の、計画書、こういったものをですね、着実に取り込んで、そしていろいろな取り組みをしていかなければならないんじゃないかなと思っております。で、この国の法の中の、にはですね、あれ、何条だったかなあ、いわゆる山村地域における定住の促進、あ、第15条ですね、第15には、山村地域における定住の促進というような条項もございます。そして本町のこの作られた整備計画書の中にもいろんな中で技術者の養成であるだとか人材の確保、事業体の育成というようなことがる述べられております。課題を拝見しましたが、しっかりと書かれております。で、申し上げたいのは、この中にあるがやはり、林業従事者の担い手が不足しているということも現実だと思っております。で、現在私の知人、友人と言ってもいいかも知れませんが、グループの方が、県外から4、5世帯、十数名の方の町内への移住ということをすすめていただいております。で、この方々は、全てが林業関係の事業をしておられた方でございます。で、もうすでに具体的に住宅の着工とか、うん（咳）、失礼しました。というふうなものにも取り組んでいただいております。で、なぜ邑南町を選んでいただいたんですかという質問をした時にですね、やはり日本一の子育て村、そういった本町の取り組み、それから社会環境、それからある、これは中野地区へ今移住を決められておるんですけど、やはり、このインフラ、そういった等の整備が非常によくできているということで、それとこれを進めていただいた方々の熱意もあったかなと思っております。で、そこで、このうちが出ておりますいろんな課題をですね、どういうふうに取り組んでいけばいいのか、今年度の中に民の力ということがあったと思っておりますが、正にこの事例は民の力であったなど、感謝を申し上げます。うん、そこで、うん、すみません、本町には半農半X支援事業というものもございますが、これに林を入れた、いわゆる半農林の支援、半Xですね、こういった事業、名前は他でも構いません。いわゆる林業に対する従事者等の方々そういったものも支援するというような、新たな支援策にも取り組むべきではないだろうかと思っております。それともう1点は、うん、先ほどの話にもなるかと思いますが、やはり防災という対策から砂防ダムであるだとか治山ダム、これの現状がどうなっているのか、そして本町の地形をかんがみた時にはもっと、もっと増やさなにかあいいんのじゃあないか、そういったところの整備計画等々について新しい事業あるいは整備計画について答弁を求めます。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） ええ、林業従事者不足等の取り組みのご質問であると思っております。ええ、まず、議員おっしゃいましたような移住、民間の皆さんの力によって、

ええ、進められようとしている移住の取り組みにつきましては、ええ、私のほうでは、ええ、まだ直接具体的な話は聞いておりません。立ち話で少しお話を聞きましたけども、ええ、大歓迎でございますので今後詳しいお話を聞かしていただいて、支援をできる範囲で研究していきたいと思っております。それからええ、農業における半農半Xなどの支援制度が林業にないということでございます。ええ、確かにおっしゃいますように、半農半Xについては農業に限ったものであると思っております。ええ、一部ええ、島根定住、ふるさと島根定住財団の産業体験の中には林業に関することの支援もでございます。ただ、邑南町単独の支援も、ええ、現段階では実施はしておりません。ただ、ええ、今後森林環境譲与税の使途に中にも森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策も規定をされておりますので、その中で関係者のご意見を伺いながらええ、活用事業について検討してまいりたいと思っております。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長

○上田建設課長（上田修） 砂防ダムや治山ダムの整備計画についてのお問い合わせでございます。先ほど来申されておられます、ええ、山地災害でございますけども、山崩れ災害や土石流災害、地滑り災害に対応するためにですね、治山事業または砂防ダム、砂防事業、それから急傾斜地崩壊防止対策事業など県の事業として実施をしていただいております。ええ、具体的に申し上げますと、砂防事業におきましては、ええ、3箇所、日和地区、阿須那地区、日貫地区のほうで3箇所現在事業を行っていただいております。またあのう、治山事業でございますけれども、ええ、これも同じく3箇所実施をしていただいております。矢上と上田所、それから日和の3地区でございます。この治山事業につきましては、その他県のほうにはですね、ええ、10箇所程度候補として、ええ、候補地として挙げてございます。ええ、今後またあのう、要望を重ねて続けて行きたいと思っております。また、あのう、急傾斜地崩壊防止対策事業でございますが、ええ、来年度、あのう、実施していただいている箇所が2箇所、県のほうで計画をしていただいております。ええ、1箇所があのう、田本地区でございます。もう1箇所が阿須那地区、阿須那地区でございます田本地区でございます。それからもう1箇所が、ええ、中野地区にあります茅場地区ということで2箇所を新規の事業として、あのう、実施していただく予定でございます。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 今の答弁の中でいわゆる砂防ダムと治山ダム、これは、形態や管理方法が違うと思います。で、先般意見交換会に行かれた時にやはり住民の皆さんもご理解がされてなくて、全く一緒だと思っておられる可能性もございます。恐れ入りますが、この詳細についてもう一度ご説明をいただけませんか。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長

**○上田建設課長（上田修）** 砂防ダムと治山ダムの違いについてのご質問でございます。まず始めに砂防ダムでございますけども、小さな溪流などに設置される土砂災害防止のための設備の一つでございます。砂防法に基づきまして整備をされるダムでございます。いわゆる一般のダムとは異なり、土砂災害の防止に特化したものを砂防ダムと申します。ええ、続いて治山ダムでございます。これはあのう、森林法治山事業に基づき設置される構造物のことでございます。過剰な土砂流出により崩壊した溪流、地滑りをはじめ、斜面崩壊箇所下流に設置をされるものでございます。

**●宮田議員（宮田博）** 議長。

**●山中議長（山中康樹）** 宮田議員。

**●宮田議員（宮田博）** はい、ありがとうございました。先ほどの農林振興課長さんの答弁もありましたが、やはり、今こうしてIターンで来ていただける方、この方は実は農のほうも一緒にやろうということで、新たな農業法人を立ち上げて集団的にやっていこうかなということも今計画もしておるところでございますが、いずれにいたしましても、これが良い事例になって、どんどんまた来ていただけるような、うん、ことになればいいがなあと願っているところでございます。そういった中で、やはり早急な支援等々の事業も求めるところでございます。それから今の建設課長の答弁にありました、防災のためのダムの建設、これも、今予定も要望もしておりますが、これもですね、ある意味これを続けていきますと、例えば治山ダムだったと思いますが、管理道が確か必要になってくるんじゃないかなと思います。で、これは県が造れば県がその管理をずっとしてくれるというようなところで、いわゆる林道の代用にもなるかということもございますので、そのあたりのところを、一つ性急に積極的に進めていただきたいと思います。で、こういった事業の取り組みそしてまたこれから急いでこういったものをしていただかな、やらなければいけない事業の取り組み等に、を含めて、町長伺いがございましたらお願いをいたします。

**○石橋町長（石橋良治）** はい議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 石橋町長。

**○石橋町長（石橋良治）** 宮田議員さんから邑南町の一番資源の多い山の資源、これがまだまだ十分活用されていないんじゃないかと、こういうご指摘だというふうに思います。で、このところがやはり邑南町のある意味ではウィークポイントに私もなっているというふうに思います。で、そういう中で今情報提供いただきましたある県から4、5世帯十数人の方々が、邑南町に移住、林業関係の方々が移住するんじゃないかというような情報を提供いただきました。そこをしっかりと先ずは、もし可能であれば受け止めて、問題はその先の雇用の場であります。で、結局なぜ雇用がうまくいかないかということになりますと、なかなか単価が安い、森林組合もそうでありますけども、建設業並みの単価、十分、あれ、配慮されていないという問題もあって、どうしても賃金が安いあるいは正規職員以外にも、非正規という形で対応しかできないというような状況があって、そこんところをやっぱり、これは国のほうにもお願いをしてるわけですけども、なんとか建設業並みの単価をやっぱり、上乘せしてもらえないかということはずっと言い続けてわけであります。と同時にやっぱり邑南町の

売りというのは製材業が他の町に比べて数社あると、これを何とかやっばり維持していかないといけない。こうしてやっばり木を植えて育てて、材にして、で、地域で循環すると、まあこういうやっばりそのう、システムづくりがやっばり求められているというふうに、まあ思います。と同時にやはりお金にならない、いわゆるC材、B材、こういった物をどういうふうに活用するかということをやっばりまだまだ我々は真剣に考えていかなきゃいけないと思います。で、今江津のほうにもバイオマスの発電所ができてどんどんそういったものを使っているようですが、私はこれはどうかなと実は思ってたして、それは江津にお金落ちるわけではなくて、その運営している電力会社にお金落ちて、若干固定資産税が入るか知れませんが、そうではなくてやはり邑南町のそうした林地残材というものをしっかりお金に変えていくようなやり方を考えていかなきゃいけない、いわゆる地域ならではの、バイオマスの電力の供給、こういったものをやはりしっかり構築していかなきゃいけないと思います。新年度はそうは言っても行政だけでは非常にこれは弱いわけですから、そうした今CLTなんかの利用がずいぶん増えてますから、そうしたところやバイオマスの問題も含めてですね、やっばり民間のやはりそうした十分な知見とかノウハウこういったものもしっかり、連携をとりながらやっていこうというところで、4月になりましたらば、ある所へ行って我々も一生懸命勉強して、協力関係を保って行こうということは今考えてるわけでありませう。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、ありがとうございます。実は昨夜もちょっとあのう、これを紹介してくれている方との打ち合わせをした中で、大まかなことはもう言ってもいいよということでした。と言いますのが、移住を決められた方々っていうのはダム工事で今住んでおられるところが水没をすると、だから第2のふるさとですね。ですから非常にメンタルな気持ちもあつたりしましたもので、私も先ほど課長も立ち話という話がありましたが、その程度にしかまだ公表のしておりませんでした。ですが、ほとんどこれも決まって、こちらのほうへということで、今着々と諸準備をしておられます。こういったこともこの方だけでなしにですね、今町長のおっしゃったようなやはり雇用ということも含めて、可能な限ぎりの支援もお願いしたいと思うところがございます。次の質問に移らさせていただきます。次ぎカーボンオフセットということで書いております。私が申し上げるまでもなく、いわゆる二酸化炭素をオフセットしようというその取り組みでございます。で、先ほど町長のお話の中で、バイオマス発電のことが出ましたが、実はこれも一つのオフセットの、になろうかと思っております。それから、今回の施政方針の中にもありましたが、いわゆる3年から瑞穂水明カントリーの跡地に事業の開始を予定されておりますメガソーラーの発電事業、これらもいわゆるオフセットになろうかと思っております。で、私がここで申し上げたいのは、森林の資源によるカーボンオフセットというもの、いわゆる二酸化炭素をCO<sub>2</sub>ですね、樹木をしっかりと吸ってくれて、それを酸素と水に変えるというこの働きを邑南町のこの山林の中でしっかりと進める事業を取り組むべきではないだろうか、ということで、今回このテーマを挙げたわけでございます。で、尚且つこの事業がしっかりとできればやはり保水の問題、それから林地崩壊、山も長野県あたりに行きますと、崩れにくい根のしっかりと張る木を植えて、そして、新緑樹の崩れやすい木を間に植えるというような治山事業もできております。そういったところの取り組み、そういったものも本町でも必要じゃあないだろうか、というふうに感じ

たところでございます。で、樹木もだいたい木で言いますと、私みたいな老木になってはあんまりこう吸収がしないんだそうですね。ただ古いのを蓄えておくだけだそうです。で、だいたいが30年ぐらいまでが一番こう活発に二酸化炭素を吸収していくと、いうふうにも言われております。で、これもですね、貯えた二酸化炭素っていうのは、もちろんこの木の中にずっと堆積をしておく、だいたい半分が木材の半分は二酸化炭素と言われております。で、これを燃やしてしまったり、それから林地残材等で腐らしてしまうとそのまんま二酸化炭素が大気中にまた出てしまうということで、木材としての活用、これが非常に重要になるということでございます。で、そういった中で、建築用材、本町もいろいろと取り組みをさせていただいております。地産地消の推進の条例も挙げていただいておりますが、それともう一つはこういった二酸化炭素を、いろんな形で、いわゆる、吸収と言いますか、オフにしようという取り組みCO<sub>2</sub>のこの、これは鳥取県の日南町ですが、いわゆるクレジットとして、いろんな相手に対してこれを渡す、で、それでオフセットとして代替をいただく。それから、とですね、長野県だったかな、長野県はふるさと納税にこのクレジットというものもカーボンオフセットというものも活用をされております。それから皆さんもご承知のように、年賀状にもございます。5円高のこれもカーボンクレ、オフセットの一つの取り組みでやっております。で、そこでこのうちの町、今のようにこの地産地消の条例とか、ありますし、それから過去にも庁舎の関係で町産材を積極的に活用してということもあります。今の時点で、このカーボンオフセットに対する、カーボンオフセットと言いますか、CO<sub>2</sub>の削減に対する取り組みというものをですね、どのように考えてどのようにしようとしておられるのでしょうか。

○大賀農林振興課長（大賀定） 番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） ええ、現段階で、ええ、カーボンオフセット、ええ、それから、ええ、二酸化炭素の排出削減などについての取り組みのご質問でございます。ええ、邑南町におきましては、ええ、今の段階でカーボンオフセットそれから、ええ、二酸化炭素排出削減に向けてということで、ええ、取り組んでおるものは具体的にはないかも知れませんが、まち・ひと・しごと創生総合戦略2020においてはですね、ええ、国連で合意されました持続的可能な開発目標であるSDG'sの目標において、ええ、その具体的な政策パッケージにおきまして、17あるゴールの中で13、気候変動に具体的な対策を、14番、海の豊かさを守ろう、15番、陸の豊かさを守ろうなどを意識して、その目標に向かって、取り組んでいこうとしているところでございます。これは言うまでもなく地球規模の取り組みでございますので、ええ、邑南町もそれに逆行することなくそれに沿って進んでいくということであろうと思っております。それから、ええ、森林におきまして、二酸化炭素吸収源として最大限活用するためには、これまでも行っておりますけれども、ええ、今後も引き続き効果的な施業を実施する循環型の、ええ、林業の、ええ、実践ということで、切って、使って、植えてそだてるということ合言葉に前へ進んでいくことが必要であると思っております。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、ありがとうございます。私が思うことの答弁をしていただきましてほんとうにありがとうございます。で、なんかの本か、ホームページか分かりませんが、水道水を安心して飲める国は世界で日本を含めて10カ国というふうに書かれております。で、本町の水道水は、水道課長もおいでですが、非常に塩素の殺菌量、使用量も少なく、私もいろんな所へ行ってよくお水をいただくんですが、非常に美味しい水というふうに理解をしております。で、このような水をいつもでも維持をするというのは、ためには、やはりその源になる森林の整備というものが欠かせないんじゃないだろうかなというところで、今回もこの質問をしたところでございます。先ほども持続可能な開発目標SDG'sの13, 14, 15挙げていただきましたが、正にこの項目というのはしっかりと、取り組んでいく必要があるかと思えます。それともう一つは2050の二酸化炭素CO2ゼロへの取り組みというものも今言われております。2050今から30年後でございます。で、先ほども申し上げましたように、30年後、今植えた木がちょうどそういったゼロに対して取り組みの力を出してくれることになろうかなと思えます。ですからこういった取り組みをスタートするのは遅くはないと思えます。今からやれば十分に合うと、というようなことを申し上げておきたいなと思っております。そいで、財政のことに戻りますが非常に厳しいこともございますので、そういった中では、この森林環境の譲与税の活用ももとより、砂防、防災、あるいは管理道、そういったものへの、予算、事業費の予算というものが国、県、しっかりと働きをかけて、この緑ほんとに豊かな邑南町と言っていただけのようなまちづくりをしていただくことを願って質問を終わらしていただきます。ありがとうございます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時30分とさせていただきます。

—— 午前11時43分 休憩 ——

—— 午後1時30分 再開 ——

~~~~○~~~~

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 陳情の委員長報告

●山中議長（山中康樹） 日程第3、陳情の委員長報告を議題といたします。本定例会において、陳情第1号、使用が急速に増えている「ネオニコチノイド系」殺虫剤の使用規制を国に働きかける陳情がまた令和元年9月定例会において令和元年陳情第2号、島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情が産業建設常任委員会に付託されております。はじめに、陳情第1号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●**亀山産業建設常任委員会委員長（亀山和巳）** 議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山産業建設常任委員会委員長。

（委員長登壇）

●**亀山産業建設常任委員会委員長（亀山和巳）** 産業建設常任委員会の陳情審査の結果を報告いたします。朗読をもって報告に代えさせていただきます。令和2年3月13日。邑南町議会議長山中康樹様。産業建設常任委員会委員長亀山和巳。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。陳情審査報告について。受理番号。陳情第1号。付託年月日。令和2年3月3日。件名。使用が急速に増えている「ネオニコチノイド系」殺虫剤の使用規制を国に働きかける陳情。審査結果は趣旨採択でございます。委員会の意見。本陳情は匠食農環の探求、いわみ健農会代表井上義信氏から出されたもので、陳情趣旨は使用が急速に増えているネオニコチノイド系殺虫剤の使用規制を国に働き掛けていただきたいというものです。ネオニコチノイド系農薬とは本町で通常使用されている農薬です。陳情理由としては、欧米先進各国の対応状況を基に自然界の生態系への悪影響のみならず、人への影響までも指摘しています。また、斑点米予防に農薬を散布するのではなく特定農機具を使用することで斑点米の選別が可能であるとして、斑点米を米検査の等級基準から除外することを求めています。当委員会で審査した結果、農薬使用による生態系への悪影響に不安があることは理解できるものの、人への影響については因果関係が明確でないこと、農薬使用者自身の周辺環境に対する影響についての注意意識が低いのではないかと指摘がありました。審査の結果、本陳情は趣旨採択すべきものと決しました。農薬は薬であるとともに毒でもあることの理解を深めること、農薬に対するさまざまな見解があることに国の責任において公的機関としての調査・研究、説明責任を果たすよう国に意見書を提出することが適当であることとして全会一致で決しました。措置としては、願意に沿い、関係機関に意見書を提出することが適当であるとしました。以上です。

●**山中議長（山中康樹）** 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●**山中議長（山中康樹）** 無いようですので、質疑を終わります。

（委員長降壇）

●**山中議長（山中康樹）** これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。したがって討論は、原案である陳情第1号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は趣旨採択とすべきものであります。陳情第1号、使用が急速に増えている「ネオニコチノイド系」殺虫剤の使用規制を国に働きかける陳情について、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、陳情第1号、使用が急速に増えている「ネオニコチノイド系」殺虫剤の使用規制を国に働きかける陳情につきましては、趣旨採択とすることに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、令和元年陳情第2号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●亀山産業建設常任委員会委員長(亀山和巳) 議長。

●山中議長(山中康樹) 亀山産業建設常任委員会委員長。

(委員長登壇)

●亀山産業建設常任委員会委員長(亀山和巳) はい、続いて産業建設常任委員会の陳情審査の結果を報告いたします。朗読をもって報告に代えさせていただきます。令和2年3月13日。邑南町議会議長山中康樹様。産業建設常任委員会委員長亀山和巳。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。陳情審査報告について。受理番号。令和元年陳情第2号。付託年月日。令和元年9月2日。これは、これまで継続審査としていたものです。件名。島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情。審査結果。趣旨採択。委員会の意見。本陳情は島根県農民運動連合会会長長谷川敏郎氏より提出されたもので、島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情です。内容は平成30年度末、国が廃止した主要農産物種子法に替わる条例を島根県が制定することを求めるものです。審査の結果、主要農産物種子法はすでに役割を終えたとして廃止したものの、島根県においては主要作物種子事業実施要綱を制定し、県内農業の振興に資すべき予算措置もなされてきています。現行の要綱内容も、他県の条例と比較して充実したものであるとも確認しました。また、すでに陳情者は島根県知事に直接要請もしており、陳情者の思いは県に届いているものと判断しました。さらには島根県においては



種子等の安定供給を図るための専門者会議が設置され、協議がなされていることや、県議会においても条例化が検討されている状況を確認しました。陳情者が懸念していると思われる要綱と条例の重みの差、将来に対する不安は十分理解できるものの、先に述べた状況から判断して、条例化如何の判断は島根県及び島根県議会の判断を待つ状況下であり、今本議会が意見書を提出段階にはないとの結論をえました。よって、本陳情は趣旨採択とすることに決しました。措置としてはありません。

●山中議長（山中康樹） 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。したがって討論は、原案である令和元年陳情第2号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は趣旨採択とすべきものであります。令和元年陳情第2号、島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、令和元年陳情第2号、島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、趣旨採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●山中議長（山中康樹） 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入

ります。議案第18号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第18号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第19号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第19号、邑南町課設置条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第20号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第20号、邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第21号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第21号、邑南町手数料徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第22号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第22号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第23号に対する討論を行います。反対討論は

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第23号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第24号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第24号、邑南町町営バス条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第25号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第25号、邑南町バス料金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第26号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第26号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第27号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第27号、邑南町印鑑条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第28号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第28号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第29号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第29号、邑南町医師住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第30号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第30号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第31号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第31号、邑南町香木の森公園条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第32号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第33号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第34号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第34号、邑南町特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第35号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。



●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第35号、邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第36号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第36号、邑南町UIターン者定住促進住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第37号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第37号、邑南町グラウンド等施設条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第38号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第38号、瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第39号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第39号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第40号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第41号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第41号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第42号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第42号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第43号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第43号、町道の路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第44号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第44号、町道の路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第45号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第45号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第46号に対する討論を行います。反対討論は

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第46号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第7号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第47号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第47号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第48号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第48号、令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第49号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第49号、令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第50号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第50号、令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第51号に対する討論に入ります前に、議案第

51号には14番三上徹議員ほか2名から令和2年度邑南町一般会計予算の修正動議が提出され、地方自治法第115条の3及び邑南町議会会議規則第16条第2項の規定により、動議は成立しております。よって、これを原案とあわせて議題といたします。

●山中議長（山中康樹）　　ここで、暫時休憩とさせていただきます

—— 午後2時1分 休憩 ——

（修正案の配布）

—— 午後2時2分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 修正案の説明、質疑

●山中議長（山中康樹）　　再開をいたします。提出者に提案説明を求めます。

●三上議員（三上徹）　　議長。

●山中議長（山中康樹）　　14番、三上議員。

（三上議員登壇）

●三上議員（三上徹）　　議案第51号、令和2年度邑南町一般会計予算について、地方自治法第115条の3及び邑南町議会会議規則第16条第2項の規定により修正案の提出をいたします。これより提案の趣旨をご説明いたします。初めに、修正内容について説明をいたします。お手元に配布をしております、議案第51号令和2年度邑南町一般会計予算に対する修正案をご覧ください。はじめに総則の第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億7,500万円と定めるところを、124億5,150万円と改めます。第1表、歳入歳出予算は、歳入の18款繰入金の2項基金繰入金を5億4,886万1,000円とし、18款繰入金の額を5億5,989万7,000円とします。21款町債の1項町債を19億8,757万4,000円とし、21款町債も同額とします。歳出の2款総務費の1項総務管理費を17億445万2,000円とし、2款総務費の額を20億530万7,000円とします。9款消防費の1項消防費を4億4,733万1,000円とし、9款消防費も同額とします。第3表地方債でございますが、防災備品整備事業債の限度額を0円とし、地方債合計額を19億8,757万4,000円とするものです。修正案の目及び事業ごとの修正額並びに節ごとの修正額については、次ページ以降の令和2年度邑南町一般会計予算修正に関する説明書をご覧ください。つづきまして次に、修正案にいたるまでの説明を申し上げます。

令和2年度一般会計予算は邑南町財政が非常に厳しい中、124億7,500万円と昨年度に比べ10億円も増加しております。町の規模では110億円以内が良いといわれておりますが、ほど遠い現状であります。さらには、石見中学校、瑞穂道の駅、邑智病院の改築、ごみ処理場建設中などの大きな事業も控えております。小さな経費節減は大変努力をされておりますが、町民にとって直接関係のない費用対効果がよくわからない抽象的な将来への投資的項目が最近多くなったように思います。その中で、まさに今回災害対応トイレレーラー予算2,350万4,000円は都会的助け合いの意味合いが強く、邑南町民は本当に求めているだろうか。町内の避難所は、発電機、無線機な、パーテーション、便所等の環境整備の充実を求めても予算を付けて貰えなかったという事実も聞いております。委員会、全員協議会にも出ていなかったこの案件を、何故かと問い質しますとどういものかということソーラーの付いた水洗3室の移動式の便所とのことでした。何故この提案が出たかという根拠については、今有利な起債があること、全国的な助け合いシステムに参加したいとのことでした。全国1,471自治体の中、参加は都会で検討中を含め、現在10程度と聞いております。再度申し上げますが、緊急で今本当に町民が求めているものでしょうか。有利な起債があるとはいえ、飽くまで借金でありまして、必要のないものにあえて使いこともないと思います。また、邑南町のためにと寄せられたふるさと寄附が、この助け合いという精神の元に活用されようとしています。町外の何処とも何時使うともわからない事業に使われて本当にいいのだろうか。今、予算に上がっていない、これからの維持費も大変なものだと思っております。いままでは当初予算は項目も多く、なかなかチェックも難しいので、特に問題のある案件については議会前の委員会あるいは全員協議会で説明を受けて、色々協議し執行部と議会の信頼関係を保って参りました。今回は説明もなく、突如予算化された案件が大変多いように思います。一般会計の中だから否決にはならないだろうとお思いでしょうか。今後そういう思いを是正するためにも今回嫌われることを覚悟して修正案を出しました。修正案が可決されても決して他の一般会計項目には影響しません。地方自治法の中には、議会は予算について増額をして議決することを妨げないともあります。減額修正については、何ら規定はしておりません。それは何故なのだろうか。それは議会そのものの本質である住民代表として、住民の負担軽減に通じる減額修正は当然の行為だからであります。また、議会は住民にプラスになるかマイナスになるかと審議し、必要とあらば修正の動議を行わなければ自動承認機関となってしまいます。修正の動議が少ないということは、町に考慮して議会の審議が充分でないことも示されております。執行部、議会お互いに町発展のために両輪として、色んな意見を出し合いながら頑張りましょう。見識ある議員の判断をお願いします。

●山中議長（山中康樹） これより修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、これで質疑を終わります。

（三上議員降壇）



~~~~~○~~~~~

## 議案の討論、採決

●山中議長（山中康樹） これより議案に対する討論に入ります。議案第51号は修正案がありますので、はじめに一般会計予算原案そして修正案両方への反対討論を行います。続いて原案への賛成討論、一般会計総額につきまして、そして続いて修正案への賛成討論の順に行います。

●山中議長（山中康樹） はじめに原案及び修正案両方への反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 続いて原案への賛成討論はありませんか。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） 今回提出されました当初予算案について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。令和2年度当初予算中にありますトイレトレーラー購入についての修正動議が提出されたところであります。当初予算についてただ今提出者からのご説明があったところであります。昨日執行部より説明がございました。資料不足、説明不足等々のご意見もあったところがございます。購入についての説明がありましたことを、私なりに整理してみますと3点に集約されると思います。まず、第一点として災害対応減災事業債が令和2年度で終了すること。二つ目は、クラウドファンディングによる資金確保によって、減災事業債の返済に伴う7割部分について交付税措置がございますが、残りの3割部分の一般財源の持ち出し部分567万円が不要となること。三つ目に、クラウドファンディングによる財源見通しが立った時点で発注をかけるとの説明がございました。慎重の上にも慎重に対処し、一般財源の持ち出しを行わないようにするとの説明を受けたところであります。災害はいつ起こるか、どのような災害が発生するのかわかりません。行政を担う者として、想定外をも想定することが求められております。25年前の、あの阪神大震災。また一昨日追悼式典が行われましたが、2011年3月11日の東日本大震災。また、熊本県を襲った大地震。北海道道東地震。一昨年は四国愛媛県を中心に、また広島県、岡山県を襲った大水害。近くは、昨年千葉県、長野県を襲った大水害。また、台風被害などがあげられます。今朝ほどもまた石川県の能登地方で震度5強の地震が発生したとのことでございます。幸いにも被害はなかったと聞いておりますが、様々なところで頻りに災害は発生しております。こうした災害は誰が予想できましよう。また、人間に限らず動植物は全て食を得てそして消化をし排泄をいたします。そして出したら食べる。人間の摂理として生きるための基本中の基本であります。災害を受け本当に苦悩の中にある被

災者の皆さん方に、少しでも快適に過ごしてもらうことが必要ではないでしょうか。厳しい財政の中でこのようなことが必要なのか、まだ先に整備するものがあるのではないかと意見もございました。後悔は先に立たないんです。今できる時にできることを行うことが行政の役割ではないでしょうか。今世界は自国ファーストというエゴの時代に入り込んでいます。今こそ、こうした時代こそ私たちは共助の気持ちを大切にすることが求められているのではないのでしょうか。よって、私は本当初予算案に賛成をいたします、以上でございます。皆様方の賛同をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 続いて修正案への賛成討論はありませんか。

●山中議長（山中康樹） 9番、日野原議員。

●日野原議員（日野原利郎） 議案第51号に対する修正案に賛成の立場で意見を述べます。提案者である説明がありましたので、重複する部分もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。今回の、平成2年度の当初予算につきましては、先程来述べておられますように124億7,000万円強の大型予算でありまして、中身も町民生活に直結する数々の施策も盛り込まれており非常に積極的な予算というように評価できると思います。その中で、将来負担等を思う時、厳しい予算編成の中で町民の安全安心、福祉の向上等町民が今何を求めているかに最も視点を置くべきではないかというように考えます。今回出された修正動議は、災害対応トイレトレーラー整備費の削減でございます。これにつきましては、これまで総務教民常任委員会、全員協議会とでその必要性については執行部の方から説明があったとおりであります。今力強い一般会計の賛成討論もありましたけれども、確かに現在近年では全国的に想定されない災害の発生で避難を余儀なくされることが多く発生していますし、避難時の生活環境からくるストレスも大きな問題となっています。その改善は重要な課題でもあります。トイレもその1つであることも理解できます。万が一の時には他の自治体と共に助け合うことも重要なことだと考えております。万が一の時には、これまでも災害時本町が困ったことも他の自治体に助けていただいたこともありまして、本町も他の自治体に支援出来ることはしてきたと思っております。しかしこのトイレトレーラーは、先ほど提案者にありましたように都市部的助け合いの意味合いが非常に強く、邑南町民にとって本当に必要なのでしょうか。そこが一番疑問に思うところと考えます。町内で指定されている避難所は、自治会館や公民館などで万が一の時これらの施設だけではトイレが不足するというように想定されているのでしょうか。今でも町内の施設のトイレを含めた環境の整備が未だ整っていない所もいくらかある中で、いくら財源的に見て有利というだけで今導入すべき何でしょうか。5月策定予定の国土強靱化計画の中で、まだ案でございますが本町で想定される災害発生時の被害予想或いは支援予想等が記載されている分もありますが、そこでトイレが不足するというような想定がされているのでしょうか。いずれにしても、車体を所有するということは、車庫はもちろんですけども点検或いは保管管理費等少なからず毎年維持費がかかってくることは当然のことです。私は町民を代表する一議員として、今回のこのトイレトレーラーにつきましてはその必要性について、疑問を持つことから修正案に賛成をいたします。執行部と議会は車の両輪として、互いに議論し時

には意見が食い違うこともあります。執行部におかれましてもこうした意見もご理解いただくと共に、議員各位におかれましても見識ある判断をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

●山中議長（山中康樹） それでは、一般会計予算原案及び修正案両方への反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 続いて一般会計予算賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 続きまして修正案への賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので以上で討論を終わり、これより採決に入ります。まず、議案第51号に対する三上議員ほか2名から提出された修正案について、起立により採決をいたします。本修正案に賛成の方は、起立をお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。したがって、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。修正部分を除く原案に賛成の方は、起立願います。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第51号、令和2年度邑南町一般会計予算につきましては、修正部分を除く部分は原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第52号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第52号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第53号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第53号、令和2年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第54号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第54号、令和2年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第55号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第55号、令和2年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第56号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第56号、令和2年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第57号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第57号、令和2年度邑南町水道事業会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長（山中康樹） 日程第5、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第1号邑南町議会議員定数条例の一部改正について、を議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●辰田議会改革特別委員会委員長（辰田直久） 議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議会改革特別委員会委員長。

（委員長登壇）

●辰田議会改革特別委員会委員長（辰田直久） 失礼いたします。この度の改正は、本定例会の初日に行いました議会改革特別委員会の委員長報告における議員定数の改正を行うために、邑南町議会議員定数条例の議員定数を13人に改正するものです。それでは新旧対照表をご覧ください。本則中、「15人」と規定してある議員の定数を「13人」に改めるものです。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものと定めております。以上です。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者からの説明は終了しました。これより、発委第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、発委第1号に対する質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより、討論に入ります。討論は、反対討論からはじめ、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、発委第1号に対する反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第1号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、賛成多数。賛成多数。したがって、発委第1号邑南町議会議員定数条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) ここで、暫時休憩といたします

—— 午後2時30分 休憩 ——

(追加日程第1関係資料の配付)

—— 午後2時31分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、産業建設常任委員会委員長から発委第2号が、議会運営委員会委員長から発委第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、発委第2号及び発委第3号、を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長(山中康樹) 追加日程第1、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。

~~~~~○~~~~~

## (発委第2号)

●山中議長(山中康樹) 発委第2号、農産物の安全・安心確保のための対応を求める意見書の提出について、を議題といたします。提出者の説明を求めます。亀山産業建設常任委員会委員長。

●亀山産業建設常任委員会委員長(亀山和巳) 議長。

●山中議長(山中康樹) 亀山産業建設常任委員会委員長。

## (委員長登壇)

●亀山産業建設常任委員会委員長(亀山和巳) 発委第2号。令和2年3月13日。邑南町議会議長山中康樹様。提出者、産業建設常任委員会委員長亀山和巳。農産物の安全・安心確保のための対応を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由につきましては先ほど可決いただきました意見書を提出することです。意見書案につきましては朗読をもって代えさせていただきます。農産物の安全・安心確保のための対応を求める意見書案。これまで農業生産物は農薬を使用することで飛躍的な生産量の伸びを示し、農業生産の発展に寄与してきました。しかし、近年消費者の安全・安心志向が強まるとともに、農薬を使用することにさえ疑念がもたれ、農薬使用を制限すべきとの提言が多く見受けられる状況にあります。農業者は国が定めた農薬使用基準に従って農薬を使用して農産物を生産していますが、農薬使用に対する不安や疑念を解消する努力が喫緊の課題として求められています。欧米等においては、農薬使用自体が周辺環境に悪影響を与える恐れがあるとして、農薬使用基準を日本よりはるかに厳しく定め、使用禁止の対策までも取っています。この現状を真摯に受け止め、農産物の安全・安心のため速やかに下記の対応をとられるよう要望します。記。1、諸外国とかけ離れている日本の農薬使用基準や残留農薬基準について必要な検討をし、それらの基準の根拠を示すこと。2、農薬使用によって周辺生態系に及ぼす影響や、被害事象の調査結果、因果関係等の農薬に関する情報の周知を徹底すること。3、農薬使用者に使用基準の遵守、周辺環境への影響認識を徹底するとともに、農薬管理指導士制度の拡充・強化を図ること。4、後世に禍根を残すことのないよう、生態系や人の健康の安全性を最優先して予防原則の観点で食品、農業、環境行政を執行すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月13日。島根県邑智郡邑南町議会。意見書の提出先は、衆議院議長大島理森、参議院議長山東昭子、内閣総理大臣安倍晋三、厚生労働大臣加藤勝信、農林水産大臣江藤拓、環境大臣小泉進次郎。以上でございます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)



●山中議長（山中康樹） 無いようですので、質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第2号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、発委第2号、農産物の安全・安心確保のための対応を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（発委第3号）

●山中議長（山中康樹） 続きまして、発委第3号、邑南町議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。提出者の説明を求めます。

●大屋議会運営委員会委員長（大屋光宏） 議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議会運営委員会委員長。

（委員長登壇）

●大屋議会運営委員会委員長（大屋光宏） 発委第3号。令和2年3月13日。邑南町議会議長山中康樹様。提出者、議会運営委員会委員長大屋光宏。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに邑南町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。改正内容は、新しく出来ます医療政策課を総務教民常任委員会の所管とするものです。新旧対照表をお願いします。表の全部改正となっておりますが、改正部分は総務教民常任委員会の所管に福祉事務所と保健課の間に医療政策課を入れるものです。それ以外の部分につきましては、変更等ございません。附則として、

この条例は令和2年4月1日から施行するものです。以上です。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第3号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、発委第3号、邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。



## 日程第6 閉会中の継続調査の付託

●山中議長（山中康樹） 日程第6、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩といたします

—— 午後 2 時 40 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 41 分 再開 ——



### 日程第 7 議員派遣について

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。日程第 7、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第 1 2 6 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 暫時休憩といたします。

—— 午後 2 時 42 分 休憩 ——

（追加日程第 2 の配布）

—— 午後 2 時 43 分 再開 ——



### 日程の追加 議長発議

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。清水優文君から議員の辞職願が提出されております。ここでお諮りをいたします。清水優文君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 2 として、議題にいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、清水優文君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定をいたしました。



## 追加日程第2 清水優文君辞職の件

●山中議長（山中康樹） 追加日程第2、清水優文君辞職の件を議題といたします。

●山中議長（山中康樹） 事務局長に辞職願を朗読させます。

●柳川議会事務局長（柳川修司） それでは朗読いたします。辞職願。この度一身上の都合により令和2年3月31日を以て、邑南町議会議員を辞職させていただきたくお願い申し上げます。令和2年3月13日。邑南町議会議員清水優文。邑南町議会議長山中康樹様。以上です。

●山中議長（山中康樹） お諮りをいたします。清水優文君の議員の辞職を許可することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、清水優文君の議員の辞職を許可することに決定をいたしました。



### 閉会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和2年第2回邑南町議会定例会を閉会といたします。

—— 午後2時45分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員